

令和 7 年第 13 回教育委員会議事録

令和 7 年 7 月 23 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和 7 年 7 月 23 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 28 分

場 所 教育委員会室

| | | |
|------------------------|-------|----------------------------|
| 出席 委員 教育長 | 渋谷 正宏 | 委員 對馬 初音 |
| 委員 伊井 希志子 | | 委員 大川 康徳 |
| 出席 説明員 事務局次長 | 井上 純良 | 学校整備・支援担当部長 高山 靖 |
| 庶務課長 近藤 高成 | | 学校ICT担当課長 松下 征弘 |
| 教育人事・指導課長 松尾 了 | | 教育人事・指導課統括指導主事 柿添 剛広 |
| 学務課長 森 令子 | | 特別支援教育課長 就学前教援センター所長 有坂 直子 |
| 学校整備課長 安川 卓弘 | | 学校整備担当課長 花岡 純子 |
| 学校支援課長 中曾根 聰 | | 生涯学習推進課長 牛山 進一郎 |
| 済美教育センター所長 古林 香苗 | | 済美教育センター統括指導主事 齊藤 敦 |
| 済美教育センター教育相談担当課長 岡部 洋右 | | 中央図書館長 出保 裕次 |
| 事務局職員 庶務係長 倉岡 直哉 | | 法規担当係長 荒川 正良 |
| 担当書記 松尾 菜美子 | | |

傍聴者 0 名

会議に付した事件

議案

- 議案第 69 号 杉並区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
議案第 70 号 令和 8 年度杉並区立小中学校の学級編制方針について

報告事項

- (1) 令和 7 年度学校基本調査速報について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (4) 杉並区立郷土博物館の臨時休館について

目次

議案

| | |
|-------------------------------------|---|
| 議案第 69 号 杉並区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について | 4 |
| 議案第 70 号 令和 8 年度杉並区立小中学校の学級編制方針について | 5 |

報告事項

| | |
|-------------------------------|----|
| (1) 令和 7 年度学校基本調査速報について | 7 |
| (2) 学校運営協議会委員の任命について | 10 |
| (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について | 11 |
| (4) 杉並区立郷土博物館の臨時休館について | 12 |

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和7年第13回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は前田委員から欠席の旨の連絡を受けておりますが、定足数を満たしておりますので、このまま会議を進めます。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、よろしくお願ひいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案2件、報告事項4件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第69号「杉並区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を上程します。私からご説明を申し上げます。

本議案は、杉並区いじめ問題対策委員会の一部委員の任期満了に伴い、杉並区いじめの防止等に関する条例第15条の規定に基づきまして、新たに委員の委嘱を行うものでございます。

任期は、令和7年8月1日から令和9年7月31日までの2年間となります。今回は2名の委員が新任、3名の委員が再任となります。

まず、2番目に記載しております川端小織委員と、5番目に記載しております山田知代委員の2名が新任となります。

続きまして、3番目に記載しております菅原誠委員が4期目の再任、あとのお二方が5期目の再任となります。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

大川委員 今回新任になる川端さん、山田さんについて、いじめ問題の調査などについてどのような知見というか経験があられるのかというのはどの程度分かっていらっしゃるのでしょうか。

庶務課長 まず、川端小織氏につきましては弁護士の方でございます。

東京第一弁護士会所属でござまして、東京工業大学の理事、それから副学長なども歴任されてございます。杉並区のいわゆる行政への関りとしては、男女平等推進センターの法律相談員等も歴任されておる方でございます。

それから、山田知代氏におかれでは立正大学の社会福祉学部子ども教育福祉学科の方でございまして、こちらの方も、例えば日本スクール・コンプライアンスの学会員でいらっしゃったり、それから神奈川県立学校第三者評価委員や、山梨の上野原中学校の学校運営協議会の会長、更には板橋区いじめ問題専門委員会の委員などを歴任されていらっしゃる方でございます。

大川委員 ありがとうございます。私もホームページを見たら、この山田さんはものすごくいじめ問題についての研究もあるようですね。それから川端さんは労働関係の弁護士として実績がありまして、労働関係はどういうことかというと、職場で懲戒事由があつたりした時に調査をして事実認定をしてという、いじめ問題の調査と同じような作業過程を行う専門家なのです。ですので、非常に適任かと思います。

加えて、これらの方々はものすごく専門領域に知見を持っておりますので、是非講師なども担当していただけるようなことがあるといいと思います。よろしくお願ひします。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 採決を行います。議案第 69 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 69 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 2、議案第 70 号「令和 8 年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」を上程いたします。学務課長からご説明申し上げます。

学務課長 では、「令和 8 年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」でございます。

資料を 1 枚お進みください。

まず、小学校につきましては、東京都の基準と同様に、第 1 学年から第 6 学年まで 35 人学級と考えてございます。これは、今年度の学級編制と同様でございます。

次に、中学校です。中学校は、これまで 3 学年ともに 40 人学級でございましたら、来年度から第 1 学年を 35 人学級、第 2 学年、第 3 学年

は 40 人学級と考えてございます。これについては、東京都の基準の方も同様に変更になっております。また、今後 1 年ごとに 35 人学級の学年を増やしていきたいと、そのように考えてございます。

私からは以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。では、伊井委員、お願ひします。

伊井委員 今後順次 35 人にしていくことありますと、中学校の建物とか学級の状況というのは増えていっても大丈夫なような状況か把握できていますでしょうか。

学務課長 35 人学級にしたらどういう学級数になるかといった推移の方も推計してございます。現時点では、学級数、いわゆるクラスの方はこの 35 人学級でも十分足りると、そのように考えてございます。

伊井委員 中学生も体格がどんどんよくなってきてるので、教室が狭かったりすると思いますが、学びに行きやすいような環境を是非ご検討いただけたらいいなと思います。よろしくお願ひいたします。

庶務課長 ほかはいかがですか。では、対馬委員お願ひします。

対馬委員 すみません、小学校の方には「ただし、学校運営上支障がある場合はこの限りでない」と書いてあって、中学校の方には書いてないのですが、多分小学校の場合は教室の状況とかで 36 人とかになっても仕方がないかなという意味なのかなと思うのですけれども、中学校の場合はそれは関係ないということなのでしょうか。

学務課長 小学校の「学校運営上支障がある場合」、この想定なのですが、小学校は大体 2 学年ごとにクラス替えをするのです。そうすると、1 年生、2 年生はそのまま持ち上がりのクラスになるのですけれども、お引越しした方がいたりとか転入生がいた場合に、学級の人数が変わってしまいます。そういうところについては、学校運営上支障がない場合については 35 人学級ではなくても 1 年、2 年、また 3 年、4 年は一緒にいりますよと、そういう形を考えてございます。

伊井委員 分かりました。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。

議案第 70 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございません

んか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 70 号につきまして、原案のとおり可決といたします。

続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番「令和 7 年度学校基本調査速報について」、学務課長からご説明申し上げます。

学務課長 では、「令和 7 年度学校基本調査速報について」でございます。

こちらについては、統計法に基づいて文部科学大臣の方が実施している統計調査の速報値について、杉並区の数字の方をまとめたものでございます。調査期日は令和 7 年 5 月 1 日現在でございます。

1 枚お進みいただいて、学校基本調査速報値の方をご覧ください。区立学校分の抜粋です。

更にお進みいただいて、1 ページ目、これが児童・生徒数の推移となってございます。

2 ページ目が外国人児童・生徒数の推移ということで、それぞれ小学校、中学校ともに外国人の児童・生徒数が増えている傾向にございます。

3 ページ目の帰国児童・生徒数の推移でございますが、これは日本国籍を持っているお子さんが 1 年を超える期間を海外に在留して、そして日本に戻ってきた人の 5 月 1 日現在の数といった形になってございます。

4 ページ目が、中学卒業後の進路状況の推移となってございます。

5 ページ目が区立子供園の園児数の推移、そして 6 ページ目が不就学年児童生徒数の推移でございます。それぞれ小学校、中学校ともに就学免除者がいらっしゃいますが、こちらについては全員重国籍の方でございます。

最後のページが 5 月 1 日現在の児童・生徒数、そして学級数の一覧でございます。

私からは以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。では、対馬委員、お願いします。

対馬委員 子供園なのですけれども、定員に対する充足率というのが半分ぐらいに今なってきてしまっている。これに対してどのように考えて

いらっしゃるのか教えていただけますか。

就学前教育支援センター所長 充足率の方はかなり減ってはきているのですが、やはり保護者の方の就労の状況ですとか保育園の環境整備とか、いろいろなことに要因はあるかと思っております。そもそも未就学人口も減っているということも多少影響の一因とは考えてございます。

対馬委員 影響というか、原因は多分そうだろうなと私も思うのですが、それに対してどう考えているのか、例えば数はもう要らないのではないか、なのか、もっとPRして入ってもらおうという方向なのか、そのあたりをどのように考えているのか教えてもらってもいいですか。

就学前教育支援センター所長 保育課と今一緒に子供園についてどのようにあるべきかということで検討し始めているところでございますので、いろいろな要因分析をした上でどのようにしていくかということは今後検討していくという最中でございます。

対馬委員 ありがとうございます。多分、お子さんがもう生まれた段階から、きっと幼稚園のことであれば保護者の方は考えていると思うのですよね。そうした時に、もう令和4年度から71%になっていて、どんどんどんどん減っていて、まだ考えていますというのは、多分なるべく早くやはり対応しなければいけないのではないかなど。例えば長時間保育を増やすなり、あるいは多少整理をしていくなりということを考えていかないと。保護者の方は、人数が少ないということは人気がないのでないかなと、ここに入っているのかなと考えるのだと若いお母さんから言われたことがあるのですけれども、そういうことも含めて、やはり対応を考えていますではなくて、もう対応しなければいけない数字ではないかなと思いますので、その辺のところはちょっと早めに考えていただけるといいなと思います。

就学前教育支援センター所長 ありがとうございます。子供園につきましては、私立幼稚園とかで配慮を要するお子さんとかがいらっしゃって、その方の転園先ということで、一定程度そういう行き場というところでも需要があるかなと思っております。おっしゃるとおり、少しスピード感を持って検討してまいりたいと考えております。

庶務課長 ちょっと補足でございますけれども、これは何も公立の幼稚園だけに限ったお話ではございませんで、民間の幼稚園についてもやはり同じような傾向が続いているお話は聞いてございます。こちらのグラ

フでちょっと見ていただくと分かるとおり、令和3年度 75.1%だったのが急激にもう5割近くまで落ちてきていると。そういう状況を踏まえて、総合的に見てどうあるべきかというところの検討を進めてまいりたいと考えております。

ほか、いかがでしょうか。

伊井委員 外国の方々が増えているような数字がここから見通せると思うのですけれども、この推移をどこまで見通していらっしゃるのかなということと、これに付随していろいろなことが起こってくると思うのですが、そのあたりの対応策などももしやっていらっしゃるようであればお聞かせいただけたらと思います。

済美教育センター所長 外国人児童・生徒の数の推移ということでは済美教育センターでは追っていませんが、外国人児童・生徒及び帰国児童・生徒の中で、日本で暮らすに当たって日本語が少しネックになって生活しづらいというお子さんに関しての支援ということで、ずっと推移を見ているところです。日本語指導を必要とする児童・生徒さんということでいえば、令和5年度まではずっと上がってきましたが、令和6年度辺りで一旦上昇が止まりまして、今年度増えるのか、頭打ちに来ているのかというのを今見極めようという段階に来ているところです。

教育委員の皆様方はよくご存じの日本語指導については継続して行っていて、外部指導員も含めて必要だという学校には全て送っています。また、文化交流課と一緒にしている子ども日本語教室もありまして、センターで担当しているのは主に中学生部門なのですが、多くの生徒が通ってきて、友達と関わりながら、また指導員と交流しながら日本語を学んでいるところです。

以上です。

伊井委員 ありがとうございます。いろいろとご対応いただいていることは分かったのですけれども、中国の方がが多いとか、最近はちょっとネパールの方が目立つのかなという感じがいたしておりますが、そのあたりの多国籍の方、いろいろな国の方々がいらっしゃるというあたりは、日本語を教えるに当たられましてもいろいろ配慮いただいている形となっているのでしょうか。

済美教育センター所長 今、委員がおっしゃってくださったように、日本語指導を必要としている児童・生徒さんの傾向でいうと、中国籍の方

ですかネパール籍の方が半数以上になっています。ただ、日本語指導に関しては、原則日本語で日本語を教えるという形で行っています。できるだけ日本語のシャワーをたくさん浴びてもらうというのですか、そういう形で行っているので、どこの国籍だからということでの特段の配慮はしていないところですけれども、やはり本当に日本語がまだほとんど分からぬお子さんがいる場合には翻訳ツール等も使いながら、そのお子さんの得意とする言語だったり母国語をうまく使いながら指導をしているところです。

伊井委員 ありがとうございます。いろいろと様々なやり方で対応していただいているのだなと思います。お子さんもそうなのですけれども、やはり日本のことが分からぬと保護者の方々とかおうちの方々もいろいろお困りになるところもあるかと思いますので、そのあたりも十分に配慮していただきながらご対応いただけるといいなと思います。よろしくお願ひいたします。

庶務課長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご意見等ないようでございますので、それでは以上で報告事項1番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして、報告事項2番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく学校運営協議会委員の任命についてご報告いたします。

今回任命されるのは小学校計2校、2名となっていきます。任期は令和7年8月1日から令和9年7月31日までの2年間となります。

私からのご報告は以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひをいたします。

大川委員 今回、2名とも学識経験者ということなのですが、どのような知見をお持ちの方なのか、差し支えない範囲で教えてください。

学校支援課長 担当の方は教育系の雑誌の編集長とのことですので、全国の様々な教職に関わる方々の実践、そうしたもの日々収集して、また発信していると、そういう役割をされている方になります。

もう一方の学識経験者は、近隣の豊多摩高校の校長先生でして、浜田山小は例年そうなのですが、少し長いスパンで子どもたちの成長という

のを見通したり、あるいは近隣での学校の校種を超えた交流、そんなことにも寄与していただこうという観点でお願いをしているというものでございます。

以上です。

大川委員 分かりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほか、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項 2 番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして、報告事項 3 番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは、令和 7 年 6 月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認につきましてご報告申し上げます。

6 月分の合計は 25 件でございまして、内訳といたしましては、定例、新規の別となります。定例 22 件、新規 3 件となっております。共催、後援別の内訳でございますが、共催 3 件、後援 22 件となっております。

新規の 1 件目でございますが、資料 2 ページをご覧ください。生涯学習推進課承認分でございまして、名義形態は後援、団体名は東京女子大学、事業名は「東京女子大学『夏季特別講座』」でございます。

新規の 2 件目でございますが、資料 3 ページをご覧ください。庶務課承認分でございまして、名義形態は後援、団体名は一般社団法人日本金融教育支援機構、事業名は「第 3 回 FES コンテストワークショップ」でございます。

新規の 3 件目でございますが、資料 4 ページをご覧ください。済美教育センター承認分でございまして、名義の形態は後援、団体名は学校法人阿佐ヶ谷学園、事業名は「アサビであそぼ！ こどもものづくり 2025」でございます。

私からの報告は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

伊井委員 東京女子大の分ですけれども、対象と分かる範囲で内容を教えていただけたらと思います。

生涯学習推進課長 対象は広く区民にご参加いただけるような形でご応募いただいております。内容につきましては、テーマを設けておりまし

て、「日本人であることとメディア」という表題で、日本人らしさを再確認する時、日本人であることを誇りに思う時というプログラムで何人かの登壇者がございまして、受講をしていただくという形になっております。

伊井委員 ありがとうございます。何回かに分けて講習というか学ぶという感じの形式ですね。

生涯学習推進課長 はい。複数回ご参加いただく形態でございます。

伊井委員 分かりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項3番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして、報告事項4番「杉並区立郷土博物館の臨時休館について」、引き続き生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは、「杉並区立郷土博物館の臨時休館について」ご報告申し上げます。

杉並区立郷土博物館の常設展示室及び特別展示室の空調機の取替工事に伴いまして、臨時休館をいたします。

お手元の資料をご覧ください。

臨時休館期間は令和7年9月2日から令和7年10月3日を予定しております。

臨時休館中の対応でございますが、常設展示室及び特別展示室のほか、屋外にございます長屋門や古民家、こういったところの観覧は不可となります。また、会議室の目的外使用を休止いたします。なお、会議室の目的外使用の受付や学校見学の電話予約対応などは、職員は事務室で勤務を続けておりますので、通常どおり行うことといたします。

今後のスケジュールにつきましては、資料記載のとおりでございます。 私からは以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項4番についての質疑を終わります。

報告事項は以上でございます。

教育長 以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

次回の定例会で取り上げる教育委員提案議題のテーマについて、大川

委員からご説明をお願いいたします。

大川委員 教育委員提案議題として、私から、「いじめ問題の防止対策について」協議をしたいと思います。

いじめ問題となると、重大事態の調査とか実際発生した時の対策というのが特に目に止まって、そちらがスポットライトを浴びがちなのですが、いじめ防止対策基本法でも未然防止ということをきっちりと、一番それが大切だよと言っています。そうすると、未然防止に焦点を当てて、杉並区ではどのようなことを取り組もうとしているのか、取り組んでいるのかということをご説明いただいて、それでもっともっと実効性のある方法は何か考えられるのかということを意見交換したいと思います。

したがって、現状の取組や組織体制などについて分かる資料をご準備いただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長 ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、庶務課長、連絡事項がありましたらどうぞ。

庶務課長 今後の教育委員会定例会についてでございますが、8月の前半、こちらは休会とさせていただき、次回は8月27日水曜日、午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。